

香川県広域水道企業団職員の特殊勤務手当に関する暫定措置規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月11日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団企業管理規程第2号

香川県広域水道企業団職員の特殊勤務手当に関する暫定措置規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員の特殊勤務手当に関する暫定措置規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(特殊勤務手当の種類等)</p> <p>第2条 <u>次条の規定に該当する場合を除くほか</u>、特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額及び支給方法は、次の各号に掲げる所属の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構成団体から派遣された職員の例による。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(災害応急作業等手当)</u></p> <p>第3条 <u>豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における水道施設等又はこれらの周辺において行う巡回監視又は応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査の業務に職員が従事したときは、災害応急作業等手当を支給する。この場合において、前条の規定による災害応急作業等手当に相当すると認められる手当は、支給しない。</u></p> <p>2 <u>災害応急作業等手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>巡回監視の業務に従事した場合 従事した日1日につき480円（日没から日出までの間において従事した場合にあっては、720円）</u></p> <p>(2) <u>応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した場</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、令和6年3月31日までの間の措置として、香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号）第14条の規定に基づき、特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特殊勤務手当の種類等)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額及び支給方法は、次の各号に掲げる所属の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構成団体から派遣された職員の例による。</p> <p>(1) 次号に掲げる所属以外の所属 香川県</p> <p>(2) 高松ブロック統括センター 高松市</p>

合 従事した日1日につき730円（日没から日出までの間において従事
した場合にあっては、1,095円）

（雑則）
第4条 略

（雑則）
第3条 略

附 則
この規程は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。